

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「すこやけくの実現」と「商人道の実践」を掲げ、お客様の健康で豊かな、暖かい日常生活と、より健全な社会の実現に貢献するため、お客様の喜びを、自分自身の喜びとして感じることができ人間集団を目指しております。社内・社外の取締役、監査役の連携のもと経営チェック機能を充実し、効率的で透明性の高い経営監視体制を確立するとともに、適時適切な情報開示を進め、ステークホルダーの皆様との対話を通じて信頼関係を強化しながら、企業価値を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権行使電子化、招集通知英訳】

当社の現状の議決権行使率は90%程度であります。また、当社株主における機関投資家等の議決権比率は10%程度、外国法人等の議決権比率は2%程度にとどまっていることから、議決権電子行使プラットフォームの採用や招集通知の英訳に関しましては、その要望が相対的に低いと考えており、実施しておりません。今後外国法人等の議決権比率の推移を考慮し、必要であると判断した場合には実施いたします。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持・発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持などを目的として、必要な範囲で取引先等の株式を保有することとしており、銘柄毎の時価評価損益等の状況については取締役会にて確認しております。今後、保有目的に照らして保有継続の意義が認められないと当社取締役会にて判断された場合、発行会社と十分な対話を行ったうえで適宜・適切に売却を進めてまいります。

また、議決権行使に関しては、個々の議案の内容が当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを判断のうえ行うこととし、当社もしくは発行会社が必要と考えた場合には、発行会社と対話を行うものいたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社株主における外国法人等の議決権比率は2%程度にとどまっていることから、英語での情報開示への要望は相対的に低いと考えており、実施しておりません。今後外国法人の議決権比率の推移を考慮し、必要であると判断した場合には実施いたします。

【補充原則4-1-3 後継者計画への関与や後継者候補育成に関する監督】

当社取締役会は、取締役候補の指名に加え、将来の取締役候補となる人材の育成も視野に入れ執行役員を選任しております。当社では人材育成のための教育や研修等を実施しておりますが、人材育成のあり方やその運用に関して取締役会による何らかの監督は必要との認識はされており、今後議論を深めてまいります。

【補充原則4-10-1 任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会の設置】

当社は監査役設置会社で取締役8名のうち独立社外取締役は3名となっており、独立社外取締役が取締役の過半数に達していません。当社では独立社外取締役と独立社外監査役が連携して経営を監督するとの観点から、取締役8名と監査役4名のうち、現状、独立社外取締役3名と独立社外監査役3名の計6名選定し当社の経営を監督しております。

なお、指名や報酬に特化した任意の委員会は設置していません。

今後、経営陣幹部や取締役の指名・報酬に関して、独立社外取締役の関与のあり方を検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、当社グループの各部門の業務に精通した社内取締役と豊富な経営経験、高い専門性や見識のある社外取締役から構成されており、全ての監査役も出席しております。取締役会は、取締役会に求められる役割や責務を果たすうえで必要となる多様性と適正規模とを勘案のうえ、取締役に求める要件を満たした候補者の中から指名を行っておりますが、現状、女性取締役はおりません。なお、海外勤務経験豊富な監査役を1名選任しており、国際性という観点において必要に応じ意見を求められる体制としております。

また、監査役は、財務・会計・法務に関して必要な知識を有することを前提に指名しており、財務・会計に関する高い知見を有する監査役が1名以上選任されるようにしております。

なお、取締役会では定期的に取締役会の実効性評価を行っており、引き続き機能強化の取り組みを進めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画については、当社決算説明会や当社ホームページを通じてその内容を開示しております。今後の経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コスト等をふまえ、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役会規程に基づき利益相反取引および自己取引を取締役会への付議事項として定めるとともに、関連当事者間の取引について開示しております。なお、取引にあたっては関連する法令・ルールを遵守のうえ取引

先と公正な取引を行うとともに節度ある健全な関係を保つよう、「いなげやグループフィロソフィ」にて定めており、主要株主との取引についても同様の考え方に従っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の運用にあたっては「資産運用委員会」を設置して運用のモニタリングを行っております。資産運用委員会は運用に関する資質をもった財務部門の責任者や会社と受益者の利益相反の監督にあたる福利厚生部門の責任者などを含んで構成しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 当社グループの経営理念および当社グループの従業員が守るべき規範を以下ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
<http://www.inageya.co.jp/company/management/law.html>

また、当社中期3ヵ年経営計画(2020~22年度)実行にあたっての取組については、当社ホームページに掲載の「2020年3月期決算説明資料」をご参照ください。

なお、「2020年3月期決算説明資料」の掲載先は以下のとおりです。

<http://www.inageya.co.jp/ir/pdf/20200508KSS4Q.pdf>

(2) 当社のコーポレートガバナンスの概要につきましては、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 当社経営陣幹部・取締役の報酬等は、本報告書の「【インセンティブ関係】」および「【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部を含めた取締役の選解任については、取締役会決議のうえ株主総会決議にて行います。

取締役会は協議のうえ代表取締役社長・専務・常務等の経営陣幹部の選定や解職を決議します。経営陣幹部の選定理由は、取締役のうち特に経営感覚・指導力・統率力などに優れていることなどであり、一方、解職理由は、会社の信用と名誉を傷つける行為があったとき、故意または重大な過失によって会社に損害を与えたとき、業務上の成績が著しく不振であるときなどに該当した場合になります。

取締役の指名については、業務経験・経営感覚・指導力や統率力、高い人格や優れた識見等を考慮して取締役会の協議のもと行っております。また、監査役については、財務・会計・法務などの十分な知見知識を有することを考慮し、監査役会の同意のもと指名しております。

(5) 取締役および監査役候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は社内規程に基づき、取締役会、経営会議への付議事項を定めるとともに、取締役、執行役員各々の業務執行の範囲や委任関係を定義しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取引所の定める独立性基準に抵触しないことはもとより、経営陣から独立した客観的立場にあること、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できることを加味し、独立性を判断しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会のバランス、多様性及び規模の考え方】

当社の取締役会は定款で定める取締役15名以内の範囲で社内取締役については当社各部門における業務経験を、社外取締役に関しては経営経験や専門知識を重視して構成しております。本年6月の株主総会をもって8名を選任(うち社外取締役は3名)しており、概ね適正な人員と判断しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】

兼任の状況につきましては、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性評価】

2019年度の取締役会の実効性評価につきましては、全役員を対象として、アンケート方式により実施いたしました。アンケートでは、取締役会の構成・人数、取締役会の運営、社外役員への情報提供、取締役会の執行に対する監督機能の発揮状況等に関する評価を実施しました。社外取締役の有効性が高まっているとの意見がある一方、内部統制の更なる向上に向けた提案・提言もありましたが、当社の取締役会全体としての実効性は概ね確保されているものと評価しております。

今後につきましては、実効性評価の結果を踏まえつつ、引き続き、取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

2019年度は外部講師による集合研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でやむを得ず延期致しました。その後、開催の目処は立っておりませんが、収束後、改めて実施してまいります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、各ステークホルダーとの信頼関係を構築し、建設的な対話を行っていくことが中長期的な企業価値の向上に有益と考えております。当社のIR活動を支えるため、情報開示委員会を設置して情報開示体制の整備および適時・適切な情報開示を推進しているほか、IR担当部署を社長室、IR担当役員を総務、財務、経理、法務部門を統括する管理本部長とし、社内の連携をとりながら対応しております。

IR活動の概要につきましては「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」2. IRに関する活動状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	7,899,000	17.01
若木会持株会	4,285,014	9.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,917,172	6.28
株式会社りそな銀行	1,934,095	4.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,105,400	2.38
三菱食品株式会社	1,054,400	2.27
日本生命保険相互会社	893,285	1.92
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	879,913	1.89
東京多摩青果株式会社	857,788	1.85
国分グループ本社株式会社	824,648	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 当社は自己株式5,946千株(割合11.35%)を保有していますが、上記【大株主の状況】には含めておりません。
2. 役員向け株式報酬制度および従業員向け株式インセンティブ制度における信託財産として保有する当社株式82千株は、上記の自己保有株式には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

当社は、親会社および上場子会社を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はないものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村井 正平	他の会社の出身者											
渡邊 眞也	他の会社の出身者											
大谷 秀一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村井 正平		村井正平氏は、当社の主要株主であるイオン株式会社の顧問を兼務しております。また同社は当社の業務提携先であります。	経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営戦略や業務改善等に関する指摘や提言などを当社の経営に反映していただくため社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定しております。

渡邊 真也	渡邊真也氏は、当社のメインバンクである株式会社りそな銀行の出身者ですが、退職後既に10年以上経過しております。	長年にわたって金融機関の経営に携わっており、財務に関する豊富な知見を有するとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しております。
大谷 秀一		長年にわたって会社経営に携わっており経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。取締役会の意思決定機能や監督機能のさらなる強化に貢献していただくため社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期レビューならびに事業年度末の会計監査報告に関する説明を会計監査人から詳細に受けるとともに、会計監査人との間で毎月定例的に打合せを行ない、監査の実施状況、監査の過程で発見した事案等をお互いに情報交換、意見交換することにより、監査の実効性が一層高まるよう、努めております。また、監査役と内部監査部門(監査室(専任4名))との関係においては、監査室が店舗、物流センター等の事業所に赴いて実施した諸々の内部監査結果について、必ず、監査役に対しても報告しており、相互の情報共有により、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 雅一	他の会社の出身者													
篠崎 正巳	弁護士													
牧野 宏司	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 雅一		山本雅一氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の出身者ですが、退職後既に10年以上経過しております。	長年にわたり財務に関する業務に携わってきた豊富な経験と専門的な知識を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
篠崎 正巳		-	弁護士としての豊富な経験を通じて培われた企業法務に関する高い見識と税理士としての知見を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
牧野 宏司		-	公認会計士および税理士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せずかつ経営陣から独立した客観的立場にあり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において、従来の取締役に対する報酬制度とは別枠で、取締役(社外取締役は除く)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入を決議いたしました。

本制度では当社が定める株式給付規程に従って、取締役の職位に応じて付与されるポイント数に応じ、取締役に対して当社株式及び金銭を給付いたします。なお、本制度には、取締役に加え当社と委任契約を締結している執行役員および関係会社の取締役等が含まれており、本制度の運営のために設定される信託に対し75百万円(3事業年度、うち当社の取締役分は48百万円)を上限とする金員を拠出いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

報酬等の総額が1億円以上の取締役はいないため、個別報酬の開示は行っていません。

第72期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の総額は101百万円であります。その内訳は、取締役9名で59百万円(社外取締役3名を除く)、監査役5名で14百万円(社外監査役3名を除く)、社外役員(取締役3名、監査役3名)で28百万円です。

(注)上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給と等41百万円は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬のうち基本報酬につきましては、世間水準や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬の総額限度内において配分しているほか、取締役(社外取締役を除く)に対して[インセンティブ関係]に記載された株式報酬制度を導入しております。また、取締役賞与に関しましては会社の事業成果を反映することを基本として支給総額を算出し、株主総会において承認された支給総額の範囲内で配分しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對しては、取締役会の開催にあたり担当取締役および担当者より各議案に関する情報・資料等の提供を行い、必要に応じて説明をします。また、取締役会議案以外の案件につきましても必要な場合は説明を行います。加えて、監査役会と社外取締役との連絡会を活用し、情報提供を行っております。

社外監査役は、監査役会において、常勤監査役と質疑応答・意見交換をするほか、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役・常勤監査役から情報・資料の提供や説明を受けるとともに、質疑等を通じてその内容を確認し、外部的視点から企業価値を高めるための助言を適宜行っております。また、内部監査部門・会計監査人とも必要に応じて随時情報交換・意見交換を行うなど連携し、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
成瀬 直人	相談役	業界団体等の社外活動を通じた情報収集に基づく助言等	常勤、報酬有	2020/6/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

更新

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査役会設置会社であります。

「取締役会」は、代表取締役社長本杉吉員が議長を務めております。その他メンバーは、取締役八丸良久、舟越芳昭、藤野敏広、羽村一重、社外取締役村井正平、渡邊真也、大谷秀一の8名で構成されており、すべての監査役も出席しております。取締役会は原則として月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令および当社規程で定める事項について審議・決議を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

「経営会議」は、代表取締役社長本杉吉員が議長を務めております。その他メンバーは、取締役八丸良久、舟越芳昭、藤野敏広、羽村一重、執行役員角井信太郎、磯登喜雄、濱田知佐、菅谷誠、松山邦彦、常勤社外監査役山本雅一、常勤監査役高柳健一郎で構成されており、原則として毎月2回開催し、取締役会決議事項以外の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、適宜業務執行の進捗状況を確認するなど報告を受け、情報の共有化を図っております。

「業務執行役員会議」は、代表取締役社長本杉吉員が議長を務めております。その他メンバーは、取締役八丸良久、舟越芳昭、藤野敏広、羽村一重、執行役員角井信太郎、磯登喜雄、濱田知佐、菅谷誠、松山邦彦で構成されており、原則として毎週開催し、業務遂行上の問題点・課題の共有化と課題の解決を行っております。

「監査役会」は、常勤社外監査役山本雅一、常勤監査役高柳健一郎、社外監査役篠崎正巳、牧野宏司の常勤監査役2名および非常勤監査役2名で構成されており、定例および随時に開催しております。各監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁書類等の閲覧を通じて取締役等の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。また、監査役相互間の情報の共有化を図るとともに、監査役会で策定した監査計画に基づき、報告の聴取にとどまらず、監査役自ら店舗監査を行うなど取締役の業務執行および従業員の業務全般にわたってモニタリングを行うことにより、実効性のともなった経営監視を行っております。

会計監査につきましては、監査法人日本橋事務所と監査契約を締結しております。

「いなげや倫理委員会」は、代表取締役社長本杉吉員を委員長とし、取締役羽村一重、常勤社外監査役山本雅一、常勤監査役高柳健一郎その他委員長が指名する当社および子会社部長等で構成されており、当社グループ全体でコンプライアンス活動を推進するために設置しており、当社グループ共通の社是・経営理念や守るべき原則・ルール等を「いなげやグループフィロソフィ」として制定し、従業員への啓蒙活動に取り組んでいます。加えて、「ヘルプライン」を運用することで、問題を早期に把握し適切な対応ができる体制を構築しております。なお、「いなげや倫理委員会」の活動内容については、定期的に取り締役に報告するほか、必要に応じて従業員にもフィードバックしております。

顧問弁護士につきましては、複数の法律事務所と顧問契約を結んでおり、法律問題が生じたときには随時確認しアドバイスを受ける体制をとっております。

また、金融商品取引法に基づく内部統制整備・運用のため内部統制推進担当者を置き、当社グループ全体の推進体制を確立しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況につきましては、グループ社長会等において、業務および取締役等の職務執行の状況の確認とともに、当社の役職員が子会社の取締役または監査役に就任し、定期的な報告を受け、業務の適正を監視できる体制を採用しております。

なお、当社と社外取締役村井正平、渡邊眞也および大谷秀一ならびに常勤監査役高柳健一郎、常勤社外監査役山本雅一、社外監査役篠崎正巳および牧野宏司との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

当社の監査役会を構成する4名の監査役のうち3名が社外監査役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。社外監査役は、財務および会計ならびに企業法務等に関する豊富な経験と高い見識を有しており、外部からの客観的立場での確かな助言を行っております。経営の監視機能の面では、これら独立性の高い社外監査役を含む監査役会が内部監査部門および会計監査人と連携して取締役の業務執行を監査することにより、十分に機能していると考えております。

加えまして、当社の取締役会を構成する8名の取締役のうち3名が社外取締役であります。社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、取締役会での適切な意思決定、経営の監督を担っております。また、社外取締役と監査役は、適宜適切に重要課題等について情報交換を行っております。

なお、社外取締役の3名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年の定時株主総会は2020年6月25日開催で、株主総会招集通知は2020年6月3日に発送しております。早期発送に向け努力してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化やIRの観点から、集中日を避けて株主総会日を設定しております。
その他	招集通知につきましては、発送日前開示として、当社ホームページに掲載しております(2020年は5月27日)。また、株主総会にご出席いただいた株主様に、当社に対する理解をより深めていただくため、事業報告等の内容のビジュアル化やナレーションを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「適時開示規則」に沿って、株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対し、透明性・公平性・継続性を基本に迅速な情報開示を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主づくりのため当社店舗にパンフレットを置くほか、定期的に個人向け会社説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会(年2回)ならびに個別の訪問、説明によりアナリスト・機関投資家の皆さまに積極的なIR活動を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算発表の早期化を図ると共に当社ホームページ(http://www.inageya.co.jp/ir/)を通じ、決算短信・参考資料・有価証券報告書および四半期報告書・決算説明資料等幅広い企業業績情報の開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:社長室 IR担当役員:管理本部長(兼)IR担当(兼)財務担当(兼)財務部長 羽村一重 IR事務連絡責任者:社長室 奥田卓也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、自ら考えまわりに働きかけながら新たな価値を創造していくことを「考働」と呼び、「いなげやグループフィロソフィ」において、お客様・取引先様・株主様・従業員等、各ステークホルダーとの関係において「考働」するうえでの原則・ルールを規定するとともに、ステークホルダーとの永続的な成長・発展を目指すこととしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業活動を行うことで発生する環境負荷を可能な限り低減すると共に事業活動を通じ省資源化、再利用、リサイクルの推進に努めており、これらの環境・社会貢献活動をホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業活動・組織・財務状況および業績について時宜を得た、定期的な、信頼性のある妥当な情報を開示いたします。また、社会・倫理・環境その他行動規範などの非財務情報の適時適切な情報開示にも努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について、2020年4月28日開催の取締役会にて改訂決議しております。当該決議の内容は以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び従業員(以下「役職員」という。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社グループが目指す経営姿勢やお客様対応に関して、役職員が遵守すべき法令及び社会規範等(以下「コンプライアンス」という。)を「いなげやグループフィロソフィ」として定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス活動を横断的に統括する「いなげや倫理委員会」を設置し計画的に活動を行い、その状況を四半期ごとに取締役会及び監査役会に報告します。
 - (2) 当社及びグループ各社の役職員に対し、コンプライアンスについての相談・通報窓口として社内及び社外に「ヘルプライン」を設置します。万一、コンプライアンスに関する問題が発生した場合には、その内容・対応策が速やかに、代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制を構築します。
 - (3) 監査役は取締役の職務の執行を独立した立場から監査します。内部監査の担当部署として監査室を設置し、各部署の日常的な業務執行状況を監査します。
 - (4) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で臨みます。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会及び経営会議等における決議・報告事項に係る情報を記録、保存、管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
 - (2) 機密情報管理規程、個人情報保護基本規程等の規程及び各マニュアルに従い、文書又は電子データを保存及び管理し、必要に応じて各規程の見直しなどを行います。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理委員会規程」に基づき、当社及び子会社のリスクの把握・分析・評価を行い、有効なリスク管理体制を構築します。
 - (2) 内部監査により損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに総務及び担当部署に通報される体制を構築します。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、役職員が共有する全社的な経営目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のため具体的個別的目標を決定すると共に、その執行が当初の予定通りに進捗しているか状況報告を通じ定期的に検討及び見直しを行います。
 - (2) 原則として毎月2回開催される経営会議において、取締役会決議事項以外の重要事項について迅速に意思決定を行い、構成員より業務執行に係る報告を受け、情報の共有化を図ります。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社の重要事項について当社の承認・報告手続及び当社への定期的な報告制度を設けること等子会社の業務に対するモニタリング体制を構築します。
 - (2) グループ社長会等において、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を報告する体制とします。
 - (3) 当社グループは、「リスク管理委員会規程」に基づき、リスクの把握・分析・評価を行います。
 - (4) 当社は、子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が子会社と重要事項について協議、情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図ります。
 - (5) 子会社の自主性を尊重しつつ当社の役職員が子会社の取締役または監査役に就任、子会社から定期的に報告を受けること等により、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とします。
 - (6) 当社は、子会社からも「いなげや倫理委員会」委員を選任し、共同してグループのコンプライアンス活動を推進します。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は、監査室室員に監査役の補助者として監査業務の補助を行うよう命令することができるものとし、その命令に関して、当該室員は取締役、監査室室長等の指揮命令を受けません。
 - (2) 監査室室員の異動・懲戒処分については監査役会の同意を必要とします。
7. 当社の役職員が監査役に報告をするための体制並びに子会社の役職員及び子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社及び子会社の役職員並びに子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、法令その他に違反する恐れのある事項、内部通報、その他当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を発見したときは、速やかに当社の監査役へ報告するものとし、なお、当社の監査役は、必要に応じ、当該報告者へ直接説明を求めることができるものとし、
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報規程」において内部通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定しております。監査役への報告についても同様とし、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを一切禁止いたします。
9. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務の処理をいたします。
10. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会、会計監査人及び代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催します。
 - (2) 取締役会及び各取締役は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重します。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定や業務執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議や委員会に出席できるものとし、
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、子会社を含めた当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の関連法令並びに「いなげや

グループフィロソフィ」に基づき、当社グループ全体において十分な体制を構築・整備し、内部統制責任者である代表取締役社長の指揮下に、内部統制推進担当者を置き、内部統制システムが適正に機能しているか、その有効性を定期的に検証・評価するとともに、必要に応じて是正いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、毅然とした態度で臨むことが、企業の社会的責任や防衛の観点からも重要な経営課題のひとつであると認識し内部統制基本方針に明記しております。また、「いなげやグループフィロソフィ」において反社会的勢力や団体からの不当な圧力に屈せず、毅然とした態度で臨むこと、社会から誤解されるような関係はもたないことを示し、代表取締役社長が自ら倫理統括を務める「いなげや倫理委員会」の委員を中心にその徹底を図っております。さらに、情報収集や不当要求への対応を目的として、平素から、総務部門を中心に立川警察署および特殊暴力防止対策連合会等との連携を強化すると共に、何らかの問題が発生したときには、速やかにその具体的対応策について顧問弁護士と相談ができる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示の基本姿勢

当社グループにおきましては、投資者に公平かつ適時適切な情報開示を行うことを基本姿勢として、内部体制の整備や情報の網羅性・即時性及び信頼性の確保に努めております。

2. 適時開示の社内体制

経営上重要な事象(会社情報)が発生した場合は、当該事実を認識した部署及び各グループ会社の情報の管理責任者より速やかに情報開示委員会(委員長:情報取扱責任者)へ情報を報告・集約し、そして当該情報の評価並びに情報開示の必要性について迅速に検討・協議する体制をとっております。

(1) 決定事実

重要な決定事実(グループ会社の重要な決定事実を含む)については、原則として毎月1回開催する取締役会において審議・決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。また、これらの会議には監査役が出席しております。東京証券取引所の適時開示規則にしたがい、開示が必要な決定事項は、決定後速やかに開示を行っております。

(2) 発生事実

重要な発生事実(グループ会社の重要な発生事実を含む)については、当該事実を認識した部署及び各グループ会社の情報の管理責任者より速やかに情報開示委員会へ報告され、情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等の分析・検討を行い、適時開示規則にしたがい開示が必要な発生事実は、取締役会に報告するとともに速やかに開示を行っております。

(3) 決算情報

決算に関する情報については、財務情報は財務部で作成し、非財務情報に関しては各関連部署による点検・確認を行い財務部にて取りまとめしております。その後、情報開示委員会において審議のうえ、取締役会の承認並びに会計監査人及び監査役による監査を経て、迅速、正確かつ公平な発表を行っております。なお、会計監査人及び監査役は、期中・期末にわたり計画的に監査を実施しております。

3. 適時開示に対するモニタリングなど

適時・適切な開示を行うための内部体制の有効性については、監査役により取締役が適切な情報作成・開示体制を構築・運用しているかの監視・検証がなされております。また、必要に応じ会計監査人よりアドバイスを受けており、正確かつ公平な会社情報の開示に努めております。さらに、「いなげやグループフィロソフィ」において情報管理の重要性や、正確かつ公平な情報開示を行うための基本方針・行動基準等を定め、「いなげや倫理委員会」の活動を通して、全従業員に対し意識強化とともにその徹底を図っております。

